吹田市環境基本計画【素案】に対するすいた市民環境会議の意見

すいた市民環境会議として、総論を述べます。

■　１　基本計画全体に「新・生物多様性国家戦略」の概念を盛り込んでください。さらに国の環境基本法の中で市民にもなじみのある法律にも言及してください。４頁の図で「環境基本法」だけでは市民の理解は得にくいでしょう。

参考までに国の環境基本法に基づき作られた法律を文末に記します。★印は市民にもなじみのある法律です。

■２　緑比率は重要なキーワードです。少なくとも５年毎には調査してください。

資産課では５年毎に航空写真（あるいは衛星写真）を入手していると聞きます。

現行の環境基本計画(以下、現計画)にある緑比率は資産課の協力を得て作成したと聞きます。この方法なら平成 10 年、15 年と過去のさかのぼって緑比率は計算可能です。

■３　市民との協働、市民参画もキーワードです。

素案は現計画を下敷きに作成されているのでやむを得ないとは思いますが、この 10 年で環境保全をめぐる市民活動は盛んになってきました。

素案全体を通じ「役所がしゃかりきになってやっていくのだ」という様子がうかがえます。もっと軽い気持ちで「市民や事業者とともにやっていくのだ」という感覚を素案に盛り込んでほしいものです。

その流れでいくと、行政の施策として「市民や事業者の環境保全活動の支援」も欠かせないキーワードでしょう。その点、素案では現計画「５財源の確保(91 頁)」がまるごと欠落しています。財政的裏づけをあえて欠落させるのならその理由の説明が必要でしょう。

素案には「自然保護活動への支援」との表現がとられていますが「環境保全活動への支援」の方が範囲は広がります。

ちなみに環境基本計画の上位条例である「吹田市環境基本条例」にはその第４条２項に「市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的かつ積極的な環境の保全及び創造に関する取組を支援する責務を有する。」とあります。

■　　４　環境配慮指針について

現計画の３頁最終行に「本計画に基づく環境配慮指針をつくり、実効あるものとします」とあります。すいた市民環境会議は再三、この配慮指針作成を市民参画で行うよう吹田市に要望書を提出してきました。しかし当初の回答は「市で素案を作り、環境審議会の意見を聞く」とのものでした。やがて「アジェンダ２１が配慮指針に代わるもの」との回答になり今日を迎えています。

今回も市民参画で環境配慮指針を作成しないと同様の１０年が過ぎていくであろうと思われます。地球温暖化が現実のものとなってきた今日、前回の轍を踏むことのないように時期を明記して「本計画に基づく環境配慮指針をつくり、実効あるものとします」の文言を含めることを希望します。

環境配慮指針の内容になるかもしれませんが、地球温暖化防止はこれからの５年、１０年は主役の単語になります。その中で CO２排出量削減ということばの内容は市民にわかり

にくい、実感しにくいものです。せめて電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量として、身近な指標に置き換えて市民が実感して、取り組みやすい方法（の提示）を可能ならばこの環境基本計画に盛り込んでいただきたいです。（電気は原発製と火力発電製の按分など複雑であり、別途検討の必要はあるでしょうが。）

■５　定期的な自然環境調査について

　素案全文を「調査」の文字で検索すると２頁に実施状況として「各種自然環境調査の実施」という文字が出てきます。一方工業、商業、農業、交通に関しては最近のデータが記載されています。しかし肝心の自然環境調査のデータはまったく見られません。

　多くの市民が自発的に活動する環境保全団体をもつ本市だからこそ、市民や事業者とともに大勢の市民が参加して自然環境調査をしながらデータを残せるはずです。素案の計画のままではいつまでたっても吹田市として自然環境データが蓄積されないでしょう。

　「定期的に自然環境調査をする」という決意を本計画に盛り込むべきです。

■　６　蛇足ですが吹田市環境基本条例の第８条を記載しておきます。

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

　　（１）　環境の保全及び創造に関する目標

　　（２）　環境の保全及び創造に関する施策の大綱

　　（３）　前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

４　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ吹田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

■　６　その他

　　先日の環境フォーラムに参加しましたが、なぜ条例に基づく説明会ではなかったのでしょう？　それでは、この素案に対する正式な説明会と意見聴取の場は別途設けられるのでしょうか？このままだと、７月中に今回の意見を求め、秋に環境審議会に提出し承認という流れのように感じられます。しかも環境審議会委員の名簿はホームページでも公開されていません。

　　これでは先に述べました吹田市環境基本条例第８条第３項の手順が踏まれているとは言いにくく、それは条例違反と言われかねません。すくなくとも、すいた市民環境会議はいまだに行政から正式に意見を求められていません。「ホームページに出ている」との通知も正式には受け取っていません。

　　もし今回のもの（７月末日締切り）で手順を踏んだとしても提出された意見をまとめ、再度素案を提示して市民等の意見が述べられる機会が必要です。吹田市は環境影響評価でこの手法は十分に経験なさっておられるので、再素案の公開を楽しみに待っています。そのときはご連絡ください。

【参考資料　環境基本法に基づき作られた法律】

環境影響評価の推進（第 20 条）
環境影響評価法

環境の保全上の支障を防止するための規制（第 21 条）
大気汚染：大気汚染防止法
- 道路交通法 - スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
- 電気事業法
- ガス事業法
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

水質汚濁：水質汚濁防止法
- 下水道法
- 浄化槽法
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 湖沼水質保全特別措置法

土壌汚染：土壌汚染対策法
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

悪臭：悪臭防止法 - 化製場等に関する法律

騒音：騒音規制法
- 道路交通法
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

振動：振動規制法
- 道路交通法

地盤沈下：工業用水法 - 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ダイオキシン類対策特別措置
- 農薬取締法

土地利用等の規制：国土利用計画法
- 都市計画法
- 建築基準法

自然環境の保全：自然環境保全法
- 自然公園法

★自然物の適正な保護：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

★リサイクル：循環型社会形成推進基本法
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 特定家庭用機器再商品化法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律

環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進（第 23 条）
下水道法 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（第 24 条）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

環境の保全に関する教育、学習等（第 25 条）
★ - 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

民間団体等の自発的な活動を促進するための措置（第 26 条）
公害防止事業費事業者負担法
 - 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
 - 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

情報の提供（第 27 条）
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

公害に係る紛争の処理及び被害の救済（第 31 条）
公害紛争処理法 - 公害健康被害の補償等に関する法律
 - 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

地球環境保全等に関する国際協力等（第 32 条）
★特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
 - 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律